

拠点		規制庁質問事項に係る条文及び各拠点毎の記載内容整理				
審査基準	第5号4	従業員の新継時に実施すべき事項について定められていること。	第5号5	核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。	第8号5	管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。
核サ研 使用施設	保安規定の記載	第II編第6条 3. 核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、引継ぎを必要とする業務については、あらかじめその内容を明確にしておかなければならない。	第II編第1条	2. 所長及び環境技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等について、次の各号に掲げる事項を明確にし、作業の安全を確保しなければならない。 (1) 管理基準に基づく要求事項 (2) 業務遂行上の作業範囲及びその内容 (3) 安全確保上の遵守事項 (4) 異常発生時にとるべき措置、対応 (5) その他保安の確保に必要な事項 4. 核燃料物質等の使用等を行う者は、施設の安全を確保するため、第2項に掲げる事項及び前項の注意事項を遵守しなければならない。	第8号5	該当なし
	理由 (記載のない場合)	—	—	—	—	管理区域内で汚染のおそれのない区域の区分がないため
	保安規定の記載	第III編第9条 3. 核燃料管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、引継ぎを必要とする業務については、あらかじめその内容を明確にしておかなければならない。	第III編第1条	2. 所長及びプルトニウム燃料技術開発センター長は、核燃料物質等の使用等について、次の各号に掲げる事項を明確にし、作業の安全を確保しなければならない。 (1) 管理基準に基づく要求事項 (2) 業務遂行上の作業範囲及びその内容 (3) 安全確保上の遵守事項 (4) 異常発生時にとるべき措置、対応 (5) その他保安の確保に必要な事項 4. 核燃料物質等の使用等を行う者は、施設の安全を確保するため、第2項に掲げる事項及び前項の注意事項を遵守しなければならない。	第8号5	該当なし
原科研	保安規定の記載	該当なし	第10編第10条 (他各編同様)	(施設の運転管理) 第10条 B E C K Y 技術課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業を開始しようとするとき及び作業終了後は、別表第5に掲げるところにより、その取扱い作業に係る設備等を点検しなければならない。 2 B E C K Y 技術課長は、作業開始前の点検において異常がないことを確認した後でなければ、核燃料物質の取扱い作業を開始してはならない。 3 B E C K Y 技術課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業中、それぞれ、本体施設及び特定施設について、別表第4に掲げる保安上重要な設備等の機器が正常に作動していることを監視しなければならない。	第2編第15条	(低レベル区域に係る出入管理) 第15条 施設管理統括者は、所管する施設に係る管理区域において、低レベル区域及び隣接する当該区域以外の第1種管理区域（立入制限区域を除く。）との間の放射線業務従事者及び物品の出入管理について、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。 (1) 汚染検査の有無及び方法 (2) 低レベル区域における保護衣、保護靴の着用の有無
	理由 (記載のない場合)	毎日を行う作業であり作業中に業務の交代がないため、引継ぎに関する記載をしていない。	—	—	—	—
大洗北	保安規定の記載	該当なし	第4編第4条	(手引の作成) 第4条 環境保全部長は、廃棄物移送設備に関し、次の各号に定める事項について手引を作成する。 (1) 作業開始前、作業終了後に確認すべき事項 (2) 設備の運転操作に関する事項 (3) 巡視及び点検に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項	第2編第12条	(低レベル区域に係る出入り管理) 第12条 管理区域管理者は、低レベル区域及び第2種管理区域において、非密封状態の放射性物質を取り扱わせないこと。 2 施設管理統括者は、所管する施設に係る管理区域において、低レベル区域及び隣接する当該区域以外の第1種管理区域（立入制限区域を除く。）との間の放射線業務従事者及び物品の出入管理について、次の各号に掲げる事項を定める。 (1) 汚染検査の有無及び方法 (2) 低レベル区域における保護衣、保護靴の着用の有無
	理由 (記載のない場合)	使用施設等の操作について、原則同一の作業（又はチーム）が行っているため特段の引継ぎを要しない。	第5編第3条、第13条、第15条 (他各編同様)	(手引の作成) 第3条 材料試験炉部長は、J M T R 使用施設等に関して、次の各号に掲げる事項について定めた手引を作成する。 (1) 核燃料物質の使用、受入及び貯蔵に関する事項 (2) 別表第1に掲げる施設の運転操作に関する事項 (3) 巡視及び点検に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項 (使用開始前点検) 第13条 照射課長は、照射設備において核燃料物質を使用して照射試験を行うとする場合は、別表第7に掲げるところにより使用する装置ごとの点検を行うとともに、第2条第2項に基づき運転している特定施設が正常な状態であることを原子炉課長に確認する。 (使用停止後点検) 第15条 照射課長は、前条第1項の照射試験を停止した場合は、別表第8に掲げるところにより点検する。		

拠点		規制庁質問事項に係る条文及び各拠点毎の記載内容整理				
	審査基準	第5号4 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第5号5 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。	第8号5 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。		
大洗南	保安規定の記載	該当なし	<p>第66条 施設管理者及び高速炉技術課長は、核燃料物質等の取扱いにあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 核燃料物質等の取扱いにあたっては、以下の事項を明確にし、作業の安全を確保すること。</p> <p>イ 業務遂行上の作業範囲及びその内容</p> <p>ロ 安全確保上の遵守事項</p> <p>ハ 異常発生時の採るべき措置、対応</p> <p>ニ その他保安の確保に必要な事項</p> <p>(核燃料物質の取扱計画及び報告)</p> <p>第71条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質を取り扱おうとするとき（運搬を除く。）は、取扱目的、期間、方法（通常の取扱条件と異なる取扱いを計画する場合は、その取扱条件等を含む。また、使用を終了した核燃料物質の保管に関する事項及び核燃料物質の処理が必要な場合は、その処理に関する事項（処理方法及び期間）を含む。）、取扱場所並びに取り扱う核燃料物質に関し、種類、物理的形状、燃焼度及び区分別（濃縮度別を含む。）の数量及び安全上の評価を明らかにした取扱計画を立てる。</p> <p>※第66条に基づき定めた下部要領又は第71条に基づく取扱計画において、使用前及び使用後に確認すべき事項を定めている。</p>	該当なし		
	理由 (記載のない場合)	使用施設等の操作について、原則同一の作業員（又はチーム）が行っているため特段の引継ぎを要しない。	—	管理区域内で汚染のおそれのない区域（第2種管理区域）は、汚染のおそれのある区域（第1種管理区域）から独立しており、アクセスするルートが存在しないため。		
人形峠	保安規定の記載	該当なし	<p>第24条 ～核燃料物質の使用及び貯蔵～に関して、年度ごとに使用等の計画を立案～。</p> <p>4 第1項の使用等の計画を立案する課長は、当該計画において次の各号に掲げる事項を明らかにする。</p> <p>(4) 使用等の方法（核燃料物質の取扱い後の処置を含む。）及び通常の使用条件と異なる使用等を計画する場合は、その使用等の条件</p> <p>第25条 ～使用等の計画に基づく核燃料物質の使用等を終了した場合は、使用等の計画ごとに報告書を作成～。</p> <p>第57条 ～核燃料物質の安全な使用及び貯蔵に関する基本的な要求事項として、核燃料物質の取扱いに関する管理基準を定める。</p> <p>2 ～前項の管理基準に基づいてセンターにおける核燃料物質の取扱いに関する管理の方法を策定する。</p> <p>3 ～前項で策定した管理の方法に基づいて核燃料物質の取扱いを行う。</p>	該当なし		
	理由 (記載のない場合)	使用施設等の操作について、当日の業務は当日中に完結させており、その業務を引き継いで管理を行う勤務形態でないため (交替勤務ではなく日勤業務で同一の作業員又はチームが担当しているため引継ぎの行為はない)	—	管理区域内で汚染のおそれのない区域の区分がないため		

	核サ研再処理審査基準	第4 8④	操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第4 8⑤	⑤ 再処理設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。	- (汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項なし)
核サ研再処理(参考)	現状の記載	(引き継ぎ等) 第120条	1 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐときは、所定の鍵、運転日誌及び運転記録を確実に引き渡すとともに、運転状況、その他必要な事項を的確に申し送る。 2 当直長は、運転状況、その他必要な事項をセンター長に報告する。	(運転開始前及び停止後の措置) 第182条	センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の運転開始前及び停止後、その所掌する施設を点検し、異常のないことを確認する。	<p>(管理区域内における移動又は保管) 第65条</p> <p>1 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質等を移動する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、放射線管理第2課長に通知する。 ただし、定常業務であって汚染レベルが同一である区域間での移動、あるいは汚染レベルが低い区域から高い区域へ移動させる場合は、通知を要しない。 (1) 核燃料物質の移動に当たっては、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように行うこと (2) 汚染の拡大防止、放射線被ばくの防止、その他放射線防護上の措置を講ずること (3) 移動前に第1号及び第2号の措置の実施状況を確認すること 2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、前項第2号に定める措置について点検し、放射線防護上必要な指示を行う。 3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物を保管する場合は、区域管理者の指定する場所において行うとともに物品名、担当課長名等を表示する。</p> <p>(管理区域内の区分) 第73条</p> <p>センター内各部長又は放射線管理部長は、第71条に定める管理区域を第II-1-(3)表に従ってレッド区域、アンバー区域及びグリーン区域*に区分する。  *グリーン区域：保安規定 第II-1-(3)表において、線量告示第4条に定められた表面密度限度以下の区域</p>
理由 (記載のない場合)	-	-	-	-	-	-